

(様式2号)

令和6年4月21日(日)開催 カープわがまち魅力発信隊(北広島町)

出展条件書

1.出展事業者

展示販売者は、北広島町(以下本町という)に事業所を置く者とする。

また、出展が本町への観光誘客に有効であり、北広島町の観光戦略と整合する特産品等^{*1}の中から、展示販売する場所を管理するものが定める条件に応じて展示販売者を決定する。

*1 特産品等とは、本町において生産、収穫された物品、またはそれを原料として製造された加工品で、本町の気候風土や文化風土と密接に結びついた物品等のことをいう。

2.出展の準備

出展に際して、自社のホームページやSNSでの告知、ブースの装飾(パネルPOPなど)を積極的に行い、出展効果を上げるための事前準備が行えること。

3.出展中

来者と自社の販売物に対して誠実に対応する。申請していない品目の販売はしないこと。

自社のチラシやパンフレット等をブースに設置し、北広島観光プロモーション実行委員会(以下本会という)と協力し本町への観光誘客を積極的に進める姿勢であること。販売手法については、本会からの指示があれば従うこと。列整理は出展者の責任において対応すること。

販売期間は開場から7回終了時まで。

4.搬入・搬出

本会のスタッフの指示に従い、来者・展示販売場所の管理者・他の出展者の迷惑にならないよう努めること。

搬入は指定の時間まで車両進入可。車両の駐車場は出展者で確保すること。

5.その他(飲食ブース仕様)

| 飲食ブース(ライト側どうぶつ広場) | |
|-------------------|---|
| ブースサイズ | 長机2台分 |
| 出展料 | 11,000円 |
| スタッフ数 | 原則2名以上 入場にはイベントパスが必要なため人員を事前に本会へ通知すること (※但し、ブース常駐ができれば1名でも可能。) |
| ターゲット | カープ主催試合来場者 |
| 販売品目 | <ul style="list-style-type: none">・現地での飲食を想定した特産品で、購入者が自席まで持ち運びが容易なもの。・町内店舗での飲食が可能であり、観光誘客につながるもの。・販売には広島市保健所の許可が必要なため、販売する物・調理法について本会へ報告すること。・水道、電気、火気の使用可。・酒類の販売不可。・事前に販売品目の報告が必要です。イベント主催者から販売品目の変更を求められることがあります。 |
| 販売数量 | 100食以上 |